

地方財政の充実・強化について

地方自治体には、急激な少子高齢化の進展に伴い、社会保障制度の整備、子育て支援に関する施策、人口減少下における地域活性化対策、行政のデジタル化、脱炭素化を目指した環境対策、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害や新興感染症への備えも求められている中で、地域の公共サービスを担う人材は不足しており、職場における疲弊感は深刻化しています。

こうした地方自治体の状況において、政府はこれまで「経済財政運営と改革の基本方針」に基づき、地方一般財源の総額について、前年度の地方財政計画と同水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する地方自治体の行政需要や人員体制の不足に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、令和8年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保はもとより、物価高騰対策や賃上げ基調に相応する人件費の確保を含めた地方財政の実現に向け、下記事項について措置されるよう、強く要請します。

記

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子育て支援対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支

援など、より高まりつつある社会保障ニーズに対して、地方自治体における地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充を図ること。また、社会保障分野を支える人材確保に向けた地方自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

3 臨時財政対策債に頼らない自律的な地方財政を確立すること。

4 政府が減税政策を行う場合は、地方財政に影響が生じないように財源を保障すること。

5 地方創生推進費として確保されている約1兆円について、恒久的な財源としてより明確に位置付けること。

6 会計年度任用職員については、令和6年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も処遇改善が求められることから、引き続き地方財政措置を十分に講じること。

7 自治体基幹業務システムの標準化・共通化に向け、その移行に係る経費と、影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍の記載事項における氏名の振り仮名の追加など、デジタル化に伴い地方において生じる行政需要について、財源の対応を行うこと。

8 地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和7年6月12日

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

あて

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革、経済財政政策担当）

その他関係筋